

# 取手市立桜が丘小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。  
(条例第2条第1項)

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

○ 未然防止のための組織「平常時」

※第 22 条に対応：学校（月 1 回開催・いじめ事案発生時は緊急に開催）

**【いじめ防止対策委員会】**

〈メンバー〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任  
学年生徒指導担当・養護教諭・（スクールカウンセラー）

※協議や対応する内容に応じて組織のメンバーは柔軟に定めます。また、緊急の場合には、校長の判断のもと当委員会を立ち上げます。

〈活動内容〉

- 1 いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
  - 2 いじめの防止に関すること。
  - 3 いじめの事案に対する対応に関すること。
  - 4 いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- 1 いじめ未然防止の取組
- (1) ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の展開
    - ・どの児童も授業に参加しやすい手立て
    - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
    - ・授業評価のアンケートの実施
  - (2) 学習規律の徹底
    - ・チャイム着席、正しい姿勢
    - ・発表の仕方、聞き方
  - (3) 学級集団づくり
    - ・話し合い活動、学級会活動の充実
    - ・居場所づくり、絆づくり
  - (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
    - ・豊かな体験活動の設定
    - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
  - (5) 児童中心の活動の充実
    - ・学校行事の主体的な運営
    - ・委員会活動の充実
    - ・いじめ防止のためのスローガンづくり
  - (6) 人権教育、道徳教育の推進
    - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
    - ・「いじめ」の本質や構造の理解
  - (7) 保護者や地域の方への働きかけ
    - ・「取手市立桜が丘小学校 いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
    - ・授業参観の開催、HP、学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
    - ・PTAの各種会議、保護者会や学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
  - (8) 校内研修による教職員の指導力向上
    - ・生徒指導主事並びに教育相談主任を中心として、意義や技法への理解を深める。
    - ・具体的ケースを想定した対応の協議
    - ・生徒指導提要进行を活用した児童生徒の権利に関する共通理解  
「児童の権利に関する条約」「こども基本法」
- 2 インターネットを通じて行われるネットいじめに対する対策
- (1) 啓発活動
  - (2) 情報モラル研修会、外部人材の活用

情報収集・情報提供

各担任・各学年・児童・保護者・地域・関係機関

令和8年度 取手市立桜が丘小学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

| 学校行事 |  | 学校としての取組  | 児童主体の活動<br>委員会活動等   | 保護者への活動  |
|------|--|---|---|--|
| 4月   | ・始業式・入学式<br>・1年生を迎える会<br>・PTA総会（書面）<br>・自宅確認<br>・授業参観・保護者会 | ○いじめ防止対策委員会1<br>○いじめアンケート及び教育相談1<br>○いじめ対策に関わる共通理解<br>○配慮を要する児童の共通理解<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】 | ○学級開き・学級ルールづくり<br>【学級活動】<br>○委員会①   | ○いじめ対策についての説明・啓発<br>【学校HP】<br>○保護者との情報交換<br>【学級懇談】 |
| 5月   | ・2、3年生校外学習   | ○いじめ防止対策委員会2<br>○いじめアンケート及び教育相談2<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                                     | ○クラブ①<br>○行事を通した人間関係づくり<br>【校外学習】   |  |
| 6月   | ・1年生校外学習<br>・5年宿泊学習  | ○いじめ防止対策委員会3<br>○いじめアンケート及び教育相談3<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                                     | ○なかよし遊び<br>○いじめ防止のためのスローガンづくり<br>○委員会②<br>○クラブ②<br>○行事を通した人間関係づくり<br>【宿泊学習】 |  |
| 7月   | ・4年生校外学習<br>・個人面談  | ○いじめ防止対策委員会4<br>○いじめアンケート及び教育相談4<br>○いじめ調査まとめ（市提出）<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                   | ○クラブ③   | ○保護者との情報交換<br>【個人面談】<br>○学校評価の実施1                  |
| 8月   |  | ○いじめ防止対策委員会5<br>○配慮を要する児童の共通理解<br>○生徒指導に関する研修<br>【職員研修】<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】              |   |  |
| 9月   | ・6年修学旅行  | ○いじめ防止対策委員会6<br>○いじめアンケート及び教育相談5<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                                     | ○なかよし班遊び<br>○委員会③   | ・学期末授業参観   |
| 10月  | ・始業式<br>・運動会   | ○いじめ防止対策委員会7<br>○いじめアンケート及び教育相談6<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                                     | ○委員会④<br>○行事を通した人間関係づくり<br>【運動会】  | ・運動会   |
| 11月  | ・桜小フェスティバル   | ○いじめ防止対策委員会8<br>○いじめアンケート及び教育相談7<br>○小中合同あいさつ運動<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                      | ○行事を通した人間関係づくり<br>【桜小フェスティバル】<br>○クラブ④<br>○なかよし班遊び                          | ○いじめ対策についての啓発                                      |
| 12月  | ・個人面談  | ○いじめ防止対策委員会9<br>○いじめアンケート及び教育相談8<br>○いじめ調査まとめ（市提出）<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                   | ○学校評価の実施<br>○クラブ⑤<br>○委員会⑤  | ○保護者との情報交換<br>【個人面談】<br>○学校評価の実施2                  |

|    |                                    |   |                                 |                   |
|----|------------------------------------|---|---------------------------------|-------------------|
| 1月 | ・学力診断テスト                           | ○自己評価の実施<br>○いじめ防止対策委員会 10<br>○いじめアンケート及び教育相談 9<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】                                | ○クラブ⑥                           |                   |
| 2月 | ・新入生保護者説明会<br>・学年末授業参観<br>・保護者会    | ○いじめ防止対策委員会 11<br>○いじめアンケート及び教育相談 10<br>○児童の情報交換<br>【職員会議・終会】   | ○委員会⑥<br>○クラブ⑦<br>○なかよし班遊び      | ○保護者との情報交換 【保護者会】 |
| 3月 | ・創立記念日<br>・6年生を送る会<br>・卒業式<br>・修了式 | ○いじめ防止対策委員会 12<br>○校内生徒指導全体会 3<br>・本年度のまとめ<br>・来年度の計画検討<br>○いじめ調査まとめ（市提出）<br>○児童に対する情報交換<br>【職員会議および終会】 | ○行事を通じた人間関係づくり<br>【6年生を送る会・卒業式】 |                   |

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

### ○ 早期発見のための取組

|     |   |
|-----|---|
| 1   | 早期発見  |
| (1) | いじめ調査等<br>「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。<br>※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設ける。<br>① 児童対象いじめアンケート調査毎月実施<br>② ①の実施後に教育相談を通じた学級担任による全児童からの聞き取り調査<br>③ こころの健康観察               |
| (2) | いじめ相談体制<br>児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制を整備する。<br>① 緊急スクールカウンセラーの活用<br>② いじめ相談窓口の設置   |
| (3) | いじめの早期発見<br>① 休み時間等授業以外の児童の人間関係を定期的に観察する。<br>② 保護者に、小さな変化でも速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。<br>③ 職員終会等で全職員での情報共有を行う。   |
| (4) | いじめ防止に係る資質の向上<br>いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。  |
| 2   | いじめ相談・通報窓口<br>いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。   |
| (1) | 学校におけるいじめ相談・通報窓口<br>・学校・・・教頭、生徒指導主事、養護教諭、教務主任、担任<br>特別支援教育コーディネーター<br>電話：82-7791 E-mail:540418@sch.ibk.ed.jp<br>・桜が丘小学校オンライン相談窓口の活用   |
| (2) | 学校以外でのいじめの相談・通報窓口<br>・教育委員会指導課 電話：74-2141<br>・教育総合支援センター 電話：63-4755<br>・取手市子育て支援課 電話：74-2141<br>・いじめ・体罰解消サポートセンター 電話：029-823-6770<br>・取手市青少年センター 電話：72-8080または73-6868<br>・子どもホットライン（24時間） 電話：029-221-8181 |

### (3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応・早期解消）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応・早期解消への取組である。

#### ○ いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）

#### 1 いじめの情報のキャッチ

- (1) いじめが疑われる言動を目撃
- (2) 児童や保護者からの訴え
- (3) 「学校生活アンケート」から発見
- (4) 校内の教員等からの情報提供

最初に  
認知した  
教員等

学級担任  
〈学年主任〉

生徒指導

校長  
教頭

#### 2 対応チームの編成

【いじめ対策委員会】の立ち上げ

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・当該学年主任・担任  
養護教諭・特別支援教育コーディネーター等事案に応じて編成

#### 3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針  
・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担  
・被害児童、加害児童、周辺児童から事情聴取と支援・指導担当  
・保護者への対応担当  
・関係機関への対応担当

#### 4 事実の究明と支援・指導

- (1) いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- (2) 事実に基づく聴取・・・被害児童→周囲にいる者→加害児童
- (3) 複数の教員で確認しながら聴取・・・情報提供者についての秘密は厳守

#### 5 いじめの被害児童、加害児童、周囲の児童への指導

##### (1) いじめ被害者への対応

心のケア（緊急スクールカウンセラー等の活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・いじめられている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- ・教育相談や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう友達との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

## (2) いじめ加害児童への指導・対応〈複数職員での対応・記録の保存〉

### 被害児童が恐れている場合も想定して

- ・確認できた事実および指導内容など、いじめに関する事柄を所定の様式に記入し、保存する。
- ・全職員で対応できるように、指導中、対応後、経過観察中など、情報共有を行う。（職員会議、終会）
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害児童であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・教育相談や面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせる。

### (3) 傍観者への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。

## 6 保護者との連携

### (1) いじめ被害児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子について情報提供を受ける。

### (2) いじめ加害児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

## 7 関係機関との連携

### (1) 警察への通報など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」  
※第28条②に対応：学校(重大事態発生時に組織)

#### 1 重大事態発生時の連絡体制

(1) 発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

(2) 校長 → 教育委員会指導課

※ 緊急時には、臨機応変に対応する。

※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

#### 2 重大事態発生時の初動

(1) いじめ対策委員会の招集

(2) 教育委員会指導課への報告と連絡

(3) 調査方法〈事実の究明〉

・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・ 事実に基づく聴取：被害児童→周囲にいる者→加害児童の順

(4) 警察への通報などの関係機関との連携

### 4 その他の重要事項

- 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

#### 【公表・点検・評価】

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ② 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。